

第2章 災害予防対策

津波による被害を最小限にとどめるためには、日常における教育・訓練の実施、施設の耐浪性確保及び住民の生活確保等に係る対策の実施が重要である。

本章においては、これらの災害予防活動及び対策について定める。

第1節 津波災害予防対策の基本的な考え方

市は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

また、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

2 過去に遡った津波の想定

市は、津波の想定に当たっては、古文書等の史料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づいて県が行う被害想定調査を参考とする。

3 津波想定に係る留意点

県においては、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行っている。

市は、県が算定した被害想定を基に、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

また、地震を原因とする津波だけでなく、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意する。

第2節 防災思想・知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時から、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者や避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、県、公共機関、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市は、市民等に対して、自主防災思想の普及、徹底を図る。

さらに、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、市は、津波警報等や避難指示の意味と内容の説明など、津波及び防災に関する知識の普及・啓発活動を住民等に対して行う。

なお、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

1 市職員に対する教育

市職員としての確かつ円滑な津波防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会や専門家の知見の活用等を通じ教育を行う。

- (1) 津波に関する基礎知識
- (2) 市地域防災計画（津波災害対策編）と市の津波防災対策に関する知識
- (3) 津波警報等を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 津波が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報（以下「南海トラフ地震臨時情報等」という。）の内容、これに基づき執られる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における津波防災対策
- (8) 家庭の津波対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- (9) 津波対策の課題その他必要な事項

なお、上記（3）、（4）、（5）及び（6）については、毎年度、各課室等において、所属職員に対して、十分に周知するとともに、所管事項に関する津波防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

また、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

2 教職員及び児童生徒等に対する教育

市教育委員会及び学校長は、前記1に掲げる市職員に準じて教職員への教育を行うとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実や消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が津波に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。

また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き（改訂版）」（県教育委員会編）、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（文部科学省編）等を参考にして、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定めたマニュアルを策定する。

- (1) 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、津波に関する基礎知識を修得させるとともに、津波発生時や南海トラフ地震臨時情報等発表時の対策（避難場所、避難経路、避難方法の確認）の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 小学校の児童、中学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。
- (4) 学校教育は元より様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する理解向上に努める。

3 市民に対する防災知識の普及

津波発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び大学等地域学術機関等と連携した防災講座

の開催などにより、津波及び防災に関する知識の普及、啓発を図る。その際には、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも十分に配慮する。

防災知識の普及、訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

(ア) 津波に関する基礎知識

- ・ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- ・ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
- ・ 第一波よりも、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること。
- ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火等による津波の発生の可能性。 など

(イ) 津波警報等に関する知識

(ウ) 津波が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識

- ・ 沿岸部はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- ・ 避難に当たっては原則として徒歩によることとし、自動車は利用しないこと。
- ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと など

(エ) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づき執られる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(オ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

(カ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時に、具体的にとるべき行動、避難場所や避難所でのとるべき行動に関する知識

(キ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(ク) 防災関係機関等が講ずる津波防災対策等に関する知識

(ケ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識

(コ) 津波浸水予測範囲に関する知識

津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定や津波災害警戒区域を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対して周知を図る。

(サ) 津波想定の不確実性

- ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- ・ 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- ・ 津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること。
- ・ 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。
- ・ 津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る など

(シ) 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識

(ス) 非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油等家庭における防災対策に関する知識

(セ) 応急手当等看護に関する知識

(ソ) 避難生活に関する知識

(タ) 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識

(チ) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識

- (ツ) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (テ) 防災士の活動等に関する知識
- (ト) 災害時の家庭内の連絡体制の確保
- (ナ) 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識

イ 啓発の方法

- (ア) 新居浜市防災センターを活用した体験・学習の実施
- (イ) ケーブルテレビ等の活用
- (ウ) インターネット（市ホームページ、SNS）の活用
- (エ) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (オ) 映画、DVD等の利用
- (カ) 講演会、講習会の実施
- (キ) 広報車の巡回
- (ク) 防災訓練の実施
- (ケ) 各種ハザードマップの利用及び公共施設などへの掲示
- (コ) 視覚的周知

過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

(2) 社会教育を通じた啓発

市及び市教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて津波防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の津波防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

(3) 各種団体を通じた啓発

市は、各種団体に対して、研修会、講演会、DVD等の貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

(4) 防災上重要な施設管理者に対する教育

市は、消防本部と連携して、危険物を取り扱う施設や劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対して、津波発生時における施設管理者の執るべき措置について知識の普及に努める。

(5) 「えひめ防災の日」、「えひめ防災週間」及び津波防災の日における啓発

市は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～23日までの一週間）」及び「津波防災の日（11月5日）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

(6) 地域の協力体制づくり

市は、社会福祉施設の利用者や保育所、幼稚園の園児は単独で避難することが困難なことから、自主防災組織や自治会と連携して助け合う体制づくりの支援に努める。

4 企業の活動

風水害等対策編第2章第4節「事業者の防災対策」の定めるところによるが、各企業は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献など）を十分に認識し、各企業において、災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、事業所の耐浪化の実施や、防災体制の整備、予想津波に対する復旧計画の策定や各計画の点検・見直しのほか、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災訓練などの防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る企業は、国や県、市などが実施する企業との協定の締結や防災訓練の

実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、企業の防災に関する取組を企業自身が積極的に評価等することなどにより、企業の防災力の向上を図る。このため、市は、県と連携して企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うよう努める。

5 普及の際の留意点

(1) 防災マップの活用

防災マップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要であり、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

防災マップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解の促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(2) 津波防災意識の向上のための防災教育

どのような状況であっても一目散に高台等へ避難する意識を基本とした防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(3) 災害教訓の伝承

地震災害対策編第2章第2節5「普及の際の留意点(2) 災害教訓の伝承」を準用する。

(4) 防災地理情報の整備等

地震災害対策編第2章第2節5「普及の際の留意点(3) 防災地理情報の整備等」を準用する。

(5) 防災と福祉の連携等

地震災害対策編第2章第2節5「普及の際の留意点(4) 防災と福祉の連携等」を準用する。

第3節 自主防災組織の活動

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」を準用する。

第4節 事業者の防災対策

風水害等対策編第2章第4節「事業者の防災対策」を準用する。

第5節 ボランティアによる防災活動

風水害等対策編第2章第5節「ボランティアによる防災活動」を準用する。

第6節 防災訓練の実施

1 市の活動

風水害等対策編第2章第6節「防災訓練の実施」の定めるところによるが、河川、海岸、港湾及び漁港の管理者や防災関係機関と協力・連携し、要配慮者を含めた住民の参加による情報伝達訓練や避難訓練、避難所運営訓練を積極的に実施する。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予測時間や最大クラスの津波の高さを踏まえ、通信手段が被災した場合の代替手段による情報伝達や、声かけやサイレン等により周囲の行動を促す訓練、より高台を目指す二段階避難の実施、南海トラフ地震臨時情報等の発表を想定した訓練など、具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

津波防災の日(11月5日)や防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

2 訓練実施の留意点

市、県及び公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

市及び県は、地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策にも配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

また、救助・救急関係機関、市及び県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

なお、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫する。

3 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

市は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活用し、日々防災体制の自己点検を実施し、県は、その状況を把握し、災害対応能力の向上に努める。

第7節 業務継続計画の策定

風水害等対策編第2章第7節「業務継続計画の策定」を準用する。

第8節 津波に強い地域づくり

大規模地震に伴う津波災害を予防するため、海岸保全施設等の整備、避難関連施設の整備、公共施設等の津波対策、ライフラインの耐浪化、危険物等施設の安全確保を進め、津波に強い地域を形成する。

1 海岸保全施設等の整備の基本的考え方

市は、海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林、盛土構造物・護岸・胸壁・閘門等津波防護施設（漁港施設、港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設等を除く。）の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

市、県及び施設管理者は、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用する。

市、県及び施設管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策を講じるとともに、海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

また、老朽化した海岸保全施設等は、長寿命化計画の作成・老朽化対策の実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 津波に強い地域の形成

(1) 津波防災対策の推進

市は、施設整備、警戒避難体制、土地利用等有機的に連携した津波防災対策を推進する。

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。その際、必要に応じて、住民等の参加の下に高台移転も含めた総合的な市街地整備を検討し、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

津波対策の実効性を高めるためには、本地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図る必要があることから、関係部局による共同での計画作成など、最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた、津波防災の観点からの地域づくりに努める。

また、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

(2) 津波災害警戒区域に指定された際の市の活動

県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害警戒区域^{*1}、津波災害特別警戒区域^{*2}や災害危険区域^{*3}の指定について、必要に応じて検討を行い、措置を講じる。

市は、県により津波災害警戒区域の指定のあったときは、津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、本地域防災計画において、当該区域ごとに次に掲げる事項を定める。

ア 人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報

イ 警報及び注意報等の伝達に関する事項

ウ 指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項

エ 津波避難訓練に関する事項

オ 地下空間等（地下道その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地等

また、市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

さらに、本地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難した全ての被災者について、住民票の有無等に関わらず適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努める。

市及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

※1 津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条）

津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域で知事が指定する区域

※2 津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第72条）

警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域

※3 災害危険区域（建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条）

災害津波等による危険の著しい区域を、住居の用に供する建築物の建築の禁止等、建築物の建築に関する災害防止上必要な制限を行うために市が定める。

3 海岸保全施設等の整備

本市における海岸保全施設には全般的に老朽化した施設や堤防の高上げの必要な箇所が多いため、海岸管理者は、津波等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、愛媛県海岸保全基本計画に基づき、農林水産省（農村振興局・水産庁）、国土交通省（水管理・国土保全局・港湾局）所管の海岸の整備促進に努め、住民の生命と財産を守る。

なお、海岸保全施設等については、以下を基本として整備の推進を図る。

- (1) 海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林、盛土構造物・護岸・胸壁・閘門等津波防護施設（漁港施設、港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設等を除く。）の整備及び適切な管理を実施するとともに、各施設については、地震発生後も防衛機能が十分維持されるよう、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。
- (2) 津波による被害を軽減するため、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用し、多重防御を図る。
- (3) 津波発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実・安全に行うため、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るとともに、陸閘が閉鎖された後でも逃げ遅れた避難者が安全に逃げられるよう、緊急避難用スロープの設置等、構造上の工夫に努める。
- (4) 海岸保全施設等の整備に当たっては、地震・津波により施設が被災した場合でも、その応急復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとっておくとともに、海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。
- (5) 老朽化した海岸保全施設等については、長寿命化計画の作成・老朽化対策の実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (6) 津波防護施設については、市が作成する津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に定められた施設を対象に、具体的な整備目標及びその達成期間を定め計画的に整備する。

4 避難関連施設の整備

市及び国、県は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

(1) 指定緊急避難場所

市は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、指定緊急避難場所の整備を行う。

ア 指定緊急避難場所は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

イ 指定緊急避難場所は、できるだけ海面の状況が確認できる場所を選定する。

ウ 津波や火災等により、避難場所が孤立するおそれのある場所においては、長時間の避難に備え、必要最低限の水や食糧、雨や寒さ等への対策に努める。

エ 更に高いところへの移動が困難な避難場所においては、想定以上の津波のことを考え、浮き輪や救命胴衣、ロープ等を備え、助かるための最大限の対策をするよう努める。

オ アの指定緊急避難場所は、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を津波からの指定緊急

避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

(2) 津波避難ビル等の整備・指定

市は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

また、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

(3) 避難路の確保

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、次に掲げる点に留意して、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

ア 整備に当たっては、いち早く高台に上るための避難階段や最短経路で逃げるための避難路となるよう配慮する。

イ 避難路の整備に当たっては、以下のことを十分考慮する。

(ア) 避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生、夜間や荒天時の避難等

(イ) 指定緊急避難場所等が河川や丘陵沿いにある場合に、大きく迂回する必要があることや、避難路の途中に危険箇所がある場合は災害時の通行に支障となりうること

5 公共施設等の津波対策

(1) 浸水危険性の低い場所への施設の整備

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、以下の対策を図る。

ア 建築物の耐浪化

イ 非常用電源の設置場所の工夫

ウ 情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄、燃料調達体制の整備など施設の防災拠点化

また、行政庁舎、消防署等災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期する。

さらに、津波浸水想定の対象地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策にも努める。

(2) 浸水危険性の低い場所への誘導

(1)において、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地した場合には、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

6 ライフラインの耐浪化

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(1) 電話施設

ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮し、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

(2) 電力施設

主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

また、被害状況及び措置に関して関係機関に連絡するとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を行う。

(3) 水道施設

主要施設は津波による被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化は元より停電対策や浸水対策等耐災害性の強化を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図る。

(4) 下水道施設

生活空間から下水を速やかに排除するため、揚水の機能を確保する対策を図るよう努めるとともに、汚水においては、公衆衛生の面から消毒の機能を確保する対策を図るよう努める。

また、放流施設から津波が遡上することも想定し、逆流防止対策を図るよう努める。

(5) ガス施設

耐浪性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を推進する。

(6) 廃棄物処理施設

市は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

7 危険物等施設の安全確保

市及び県は、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の津波に対する安全性の確保、防災訓練の積極的実施等を促進する。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく愛媛県石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

(1) 高圧ガス施設

ア 「最大クラスの津波」への対応

事業者は、津波到達前に高圧ガス施設等の安全な停止操作などにより設備内の高圧ガスを安全な状態にするほか、高圧ガス容器等の流出防止対策等高圧ガスによる二次災害の発生を抑制するための最大限の措置を講じるとともに、あらかじめ避難場所を設定し、従業員等の避難の方法を定めておく。

イ 「比較的頻度の高い津波」への対応

事業者は、津波到達前の限られた時間で、高圧ガスを安全な状態にすることや、配管が損傷しても大量漏えいを防止するため、緊急遮断弁の遠隔化や感震装置の設置による自動化の促進を行うとともに、補助電源等の動力によるバックアップ機能を保有する等の設備的な対応を講じる。

また、高圧ガス容器の平時からの転倒対策を確実に行う。

ウ 津波による被害を最小化するための手順の策定、訓練の実施

事業者は、津波到達までの設備の安全な停止のための手順を策定するとともに、津波に対する対応・避難の訓練を定期的実施する。

8 文化財の保護

(1) 文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、市長は、県教育委員会と連携して、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

ア 避難方法・避難場所の設定

イ 耐水性のある収蔵庫の整備

ウ 災害時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立

(2) 風水害等対策編第2章第19節6「文化財施設（2）」を準用する。

第9節 津波避難体制の整備

津波発生時の伝達体制の整備をはじめ、津波警戒等の周知徹底、避難場所等の指定及び周知等、津波からの防護・避難のための施設の整備等、住民等の避難誘導體制、交通対策、市が管理・運営する施設に関する津波対策を講じることで、津波避難体制の整備を進める。

1 伝達体制の整備

- (1) 様々な環境下にある住民等及び職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線（同報系）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、IP告知システム、市公式ホームページ、一般加入電話（災害時優先電話・携帯電話・衛生携帯電話を含む。）、コミュニティFM 新居浜78.0、緊急速報メール、市公式X（旧Twitter）アカウント、市メールマガジン、市公式Facebook、市公式LINEアカウント、広報車、地域住民による連絡網などを用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、津波警報、避難指示を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整える。

港湾等の管理者は、各々が管理する港湾における潮位情報の伝達体制を強化するため、潮位計の改修及び潮位情報提供システムの整備に努め、住民への適切かつ迅速な情報提供及び県との情報の共有化を図る。

- (2) 住民、防災職員等に対する津波警報等の伝達手段として、防災行政無線の整備及び職員参集システムの導入を推進するとともに、沿岸地域への津波警報伝達の範囲拡大を図るため、サイレン等多様な手段を確保する。また、地震発生後、短時間で来襲する津波に対しては、津波警報等や避難指示の情報伝達が間に合わないことがあるため、海岸付近で強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海面監視を開始するよう、監視人、監視場所の選定、監視情報の伝達方法等について計画を整備しておく。監視場所の選定に当たっては、対応に当たる者の安全確保に留意する。
- (3) 津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。県は、市による発令基準の策定や見直しを支援する。

また、市は避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

なお、市は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

- (4) 関係機関は、津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、合同で津波警報伝達等の訓練を実施する。

2 津波警戒等の周知徹底

一般住民等に対して広報紙等を活用し、津波警戒に関する次の内容の周知徹底を図るとともに、津波の危険や避難方法等について広く周知啓発する。

- (1) 市は、県と協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等も参考に、津波危険予想図を作成する等、住民への広報に努める。
- (2) 海浜利用者等が速やかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識等の整備に努める。
- (3) 津波浸水想定の対象地域の住民に対して、強い地震を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市等からの指示を受ける前でも、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は指定緊急避難場所等へ避難することなど、住民のとるべき行動について周知徹底を図る。

3 指定緊急避難場所等の指定及び周知等

- (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

風水害等対策編第2章第8節1「指定緊急避難場所及び指定避難所の指定」を準用する。

(2) 避難路の指定

風水害等対策編第2章第8節2「避難路の指定」を準用する。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の周知徹底

避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平常時から避難誘導標識及び指定緊急避難場所、指定避難所等の案内板の設置、夜間照明施設等の整備並びに広報紙への掲載、防災マップの配布等に努め、避難訓練の実施により指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の周知徹底を行う。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合における特定の災害においては、当該施設に避難することが不相当である場合があること等について日頃から住民等への周知徹底に努める。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(4) 指定避難所の設備及び資機材の配備

風水害等対策編第2章第8節4「指定避難所の設備及び資機材の配備」を準用する。

(5) 避難計画の作成

地震災害対策編第2章第12節1「避難計画の作成(5)市等の避難計画」を準用する。

(6) 避難マニュアルの作成支援

地震災害対策編第2章第12節1「避難計画の作成(6)避難マニュアルの作成支援」を準用する。

(7) 避難所運営マニュアルの策定

地震災害対策編第2章第12節1「避難計画の作成(7)避難所運営マニュアルの策定」を準用する。

(8) 災害時におけるペットの救護対策

風水害等対策編第2章第8節10「災害時におけるペットの救護対策」を準用する。

4 津波からの防護・避難のための施設の整備等

(1) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに市は、地震が発生した場合、水門や陸閘等の操作に当たる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、的確な操作を行い、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

(2) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに市は、必要に応じて次の事項について別に定め、各種整備を行う。

ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

ウ 水門や陸閘等の閉鎖を行う操作員等の安全管理に配慮しつつ、迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

エ 津波により孤立が懸念される地域の臨時ヘリポート、港湾、漁港等の整備の方針・計画

オ 防災行政無線の整備等の方針・計画

(3) 急傾斜地崩壊防止施設等の管理者は、施設の背後地等が緊急時の避難場所として利用可能な場合、住民が安全に避難できるよう階段工等の整備に努める。

(4) 道路管理者は、津波発生時における道路利用者の安全確保を図るため、津波浸水想定区域内の道路において、道路防災対策及び改良整備、円滑な避難誘導支援対策、津波被害軽減のための防災意識の向上対策を実施する。

ア 道路防災対策及び改良整備

道路管理者は、津波発生時における避難路を確保するため、耐震点検等に対応が必要とされた橋梁、法面等及び未改良区間について、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路、その他緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強対策や改良整備を実施する。

イ 円滑な避難誘導支援対策

道路管理者は、津波警報発表時等における避難活動を支援するため、道路情報提供装置等を適切に配置・操作し、リアルタイムでの情報提供に努める。併せて、落下、倒壊のおそれのある付属施設等の補強対策を実施し、避難活動の円滑化に努める。

ウ 津波被害軽減のための防災意識の向上対策

道路管理者は、道路利用者及び沿線住民の防災意識を高めるとともに、津波発生時の避難行動に役立つため、標識柱等の道路施設に海拔情報を付加する。

エ 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命修繕化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

5 住民等の避難誘導體制

(1) 津波避難計画の策定等

市は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波による浸水想定区域、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

愛媛県津波浸水想定で水深30cm以上の浸水が想定される区域（字、町丁目）において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項等を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」を作成するとともに訓練等の実施に努める。

なお、この際、必要に応じて、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

(2) 避難方法の周知

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、県警察と調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

(3) 避難誘導・支援に当たる者の安全確保

市は、消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避し、安全を確保するため、これらの者の避難に要する時間に配慮した上で、津波到達時間内での防災対策や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

(4) 避難行動要支援者等の支援体制強化

高齢者や障がい者などの避難行動要支援者、外国人、出張者及び旅行者等を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者等に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

市は、避難行動要支援者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(5) 発災時における避難・受入方法の確立

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

市及び県は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

また、市及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、

地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

6 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成31年消防広第35号）に基づき消防本部が定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

(3) 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

(4) 消防団の充実

市は、消防団に関し、団員の加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実に努める。

なお、具体的な迅速な救助については、風水害等対策編第3章第10節「消防活動」、第12節「人命救助活動」、地震対策編第3章第8節「消防活動」、第10節「人命救助活動」及び本編第3章第9節「消防活動」、第11節「人命救助活動」の定めるところによる。

7 交通対策

(1) 道路

県公安委員会及び道路管理者と協議のうえ、津波来襲のおそれがある箇所の交通規制や避難路に関する交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。

道路管理者は、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

また、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、新居浜建設業協同組合等と協定を締結し体制の整備を図るとともに、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

(2) 海上

新居浜海上保安署及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、必要な海域監視体制の強化や船舶交通を制限するほか、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を待避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

また、港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」（平成25年9月、国土交通省港湾局）及び「新居浜港事業継続計画」（令和3年2月、新居浜港港湾BCP協議会）に基づいて、港湾利用者を避難させるなどの安全確保対策を講じるほか、海上漂流物の効果的な回収体制の構築等について、関係者が協力して検討を進めていく。

(3) 鉄道

鉄道管理者は、走行路線に津波の発生により危険度が高くなると予想される区間がある場合等における運行の停止やその他運行上の措置を講じる。

また、乗客や駅構内に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

8 市が自ら管理又は運営する施設に関する津波対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、各支所、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

なお、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

a 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動を取り得るよう適切な伝達方法を検討すること。

b 指定緊急避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても、直ちに来場者等が避難できるように、伝達方法を明示すること。

- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、県防災通信システム（地上系・衛星系）、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- (ア) 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - (イ) 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
 - a 当該学校等が、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特殊支援学校等）は、これらの者に対する保護の措置
 - (ウ) 社会福祉施設等にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のために必要な措置
- (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
 - ア 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、前記（1）のアに掲げる措置を執るほか、次に掲げる措置を執る。
 - また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対して、同様の措置を執るよう協力を要請する。
 - (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - (イ) 無線通信機等通信手段の確保
 - (ウ) 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
 - イ 指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。
- (3) 工事中の建築等に対する措置
 - 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

第10節 孤立地区対策

風水害等対策編第2章第13節「孤立地区対策」を準用する。

第11節 市民生活の確保対策

津波災害時の市民の生活や安全を確保するため、食料や生活必需品等の確保、医療救護・防疫体制等の確立などに努める。

また、市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

さらに、市は、県とともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

1 食料及び生活必需品等の確保

大規模な津波災害時の市民の生活や安全を確保するため、平素から食料及び生活必需品、医薬品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行う。

また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの緊急物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

備蓄を行うに当たっては、大規模な津波災害時には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じて、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、市は、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、市が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各指定避難所に緊急物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

また、物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

(1) 市の活動

風水害等対策編第2章第9節1(2)「食料及び生活必需品の確保・供給計画の策定」を準用する。

(2) 市民の活動

風水害等対策編第2章第9節1(3)「市民の活動」を準用する。

2 飲料水等の確保

(1) 市の活動

ア 水道施設耐震化・耐浪化を推進し、給水設備の復旧資材の備蓄と調達体制の確保を行う。

イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水実施計画を作成する。

ウ 給水車、給水タンク、トラック等応急給水資機材と給水場を整備する。

エ 住民及び自主防災組織等に対して、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。

オ 水道工事業者等との協力体制を確立する。

カ 災害時応援協定等による飲料水の供給体制を整備する。

キ 飲料水の備蓄を行うとともに、貯水槽を設置する。

(2) 市民及び自主防災組織の活動

風水害等対策編第2章第9節2(2)「市民及び自主防災組織の活動」を準用する。

3 物資供給体制の整備

風水害等対策編第2章第9節3「物資供給体制の整備」を準用する。

4 医療救護体制の確保

地震対策編第2章第12節「市民生活の確保対策」の定めるところによるが、特に大規模な津波災害が発生した際には、医療機関の機能低下や交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

5 防疫・衛生活動の確保

地震対策編第2章第12節6「防疫・衛生活動の確保」を準用する。(地震災害を津波災害に読替え)

6 保健衛生活動体制の整備

地震対策編第2章第12節7「保健衛生活動体制の整備」を準用する。(地震災害を津波災害に読替え)

7 し尿処理体制の確保

地震対策編第2章第12節8「し尿処理体制の確保」を準用する。

8 ごみ処理体制の確保

地震対策編第2章第12節9「ごみ処理体制の確保」を準用する。

9 災害廃棄物の処理体制の整備

市は、あらかじめ市災害廃棄物処理計画を策定し、県と協力して災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努める。

国の策定する「災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」を基に、被災状況及び特性に応じた処理の基本方針を含む災害廃棄物処理実行計画を作成し、災害廃棄物の処理作業を実施する。実行計画は、作業の実施状況や災害廃棄物推計量などを見直し、その結果を反映させる。

第12節 要配慮者の支援対策

風水害等対策編第2章第14節「要配慮者の支援対策」を準用する。

第13節 広域的な応援体制の整備

風水害等対策編第2章第15節「広域的な応援体制の整備」を準用する。

第14節 情報通信システムの整備

風水害等対策編第2章第17節「情報通信システムの整備」を準用する。

第15節 災害復旧・復興への備え

風水害等対策編第2章第27節「災害復旧・復興への備え」を準用する。